

化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県信用保証協会の中小企業者等に對する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例、福島県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例の一部を改正する条例、福島空港条例の一部を改正する条例、風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例、福島県立図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例、福島県自然の家条例等の一部を改正する条例、福島県立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例、福島県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に係る信号機等に関する基準を定める条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第九号

福島県税条例の一部を改正する条例

(福島県税条例の一部改正)

第一条 福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第一項中「第二十九項まで、第三十四項から第四十一項まで及び第四十三項」を「第二十八項まで、第三十三項から第四十項まで及び第四十二項」に改め、同条第二項中「第二十九項まで及び第三十四項」を「第二十八項まで及び第三十三項」に改め、同条第三項中「第五十三条第四十項」を「第五十三条第三十九項」に改める。

第三十八条の五中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第三十八条の六第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第三十八条の七第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第三十八条の十七、第三十八条の二十五及び第三十八条の三十一中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第三十九条の四第四項中「第七十二条の四十九の八」を「第七十二条の四十九の十二」に、「第七十二条の四十九の九、法第七十二条の四十九の十及び法第七十二条の四十九の十二」を「第七十二条の四十九の十三、法第七十二条の四十九の十四及び法第七十二条の四十九の十六」に改める。

第三十九条の六第二項中「第二十一条の七」を「第二十一条の六」に、「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第三十九条の十二の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第三十九条の十二の四第一項中「同条第十六項第一号」を「同条第十八項第一号」に改める。

第三十九条の十三中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第三十九条の十六第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第三十九条の二十二第一項第二号中「第二十四条第二項の規定により算定した前年中の所得」を「前年中の合計所得金額」に改める。

第三十九条の二十八中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第四十一条の四中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

第四十一条の十七、第四十二条の十四、第五十四条及び第五十八条の十九中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

附則第四条の四第一項中「規定するもの」の下に「(以下この項において「災害関連支出」という。)を加え、」をつける。がある場合には、特例損失金額(災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項において「損失対象金額」という。)について「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の下に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成二十三年において」を「当該損失対象金額が生じた年において」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長の特例)

第四条の五 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第四条第六項中「法附則第四条第一項」とあるのは「法附則第四条第一項(法附則第四十四条の二第二項の規定により読み替へて適用される場合を含む。)」と、「同項」とあるのは「法附則第四条第一項(法附則第四十四条の二第二項の規定により読み

替えて適用される場合を含む。」と、附則第四条の二第四項中「法附則第四条の二第二項」とあるのは「法附則第四条の二第二項（法附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、附則第五条の四第一項第二号イ中「第三十一条の三」とあるのは「第三十一条の三（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第十五条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第三十一条中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第十七条第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第十八条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第十五条、附則第十六条、附則第十七条又は附則第十八条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十一条の二第二項又は第二項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第四項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第四条の六 附則第四条第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、施行規則附則第二十二条の二第二項の規定により市町村長の承認を受けたとき（震災特例法第十二条の二第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を取得期間とみなして、附則第四条の規定を適用する。

2 附則第十六条第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令附則第二十七条の三第二項で規定する場合において、平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第二十二条の二第二項の規定により証明がされたときは、当該譲渡の日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を附則第十六条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

附則第五条の四第一項第二号ウ中「控除額並びに」を「控除額、」に、「及び第十条の二の二から第十条の七まで」を、「第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の七（震災特例法第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二及び第十条の三」に改める。

附則第五条の四の三の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）」を「震災特例法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、附則第五条の四第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第二項から第五項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十五年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、附則第五条の四の二第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路

大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第七条の二中「附則第百六条の規定によりなおその効力を有する」を「附則第百六条の規定によりその例による」に、「第九十二条の規定によりなお従前の」を「第九十二条の規定によりその」に、「平成二十二年法律第四号」を「平成二十二年法律第六号」に、「第四十二条の十一第五項又は」を「第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この条において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は」に、「第二十九項まで、第三十四項から第四十一項まで及び第四十三項」を「第二十八項まで、第三十三項から第四十項まで及び第四十二項」に改め、同条を附則第七条の二の二とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づく個人の県民税の税率の特例）

第七条の二 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第百十八号）第一条に規定する臨時の措置として平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、条例第二十八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則第八条の三の二第一項中「前年」を「前年中」に、「平成二十三年」を「平成二十三年中のいずれか」に改める。

附則第九条第七項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

附則第九条の六第四項中「所在した」を「所在していた」に、「附則第三十一条第四項第二号」を「附則第三十一条第五項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「所在した」を「所在していた」に、「第三十一条第三項第二号」を「第三十一条第四項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項、第六項及び次条第三項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する

法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）又は施行令附則第三十一条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第九条の六に次の一項を加える。

6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）又は施行令附則第三十一条第六項第二号から第四号までのいずれかに該当する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に課する不動産取得税の課税標準の算定については、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第九条の七第一項及び第二項中「所在した」を「所在していた」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、計画的避難区域設定指示が行われた日において当該計画的避難区域設定指示に係る計画的避難区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。以下この項において「農用地所有者」という。）又は次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「農用地所有者等」という。）が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対しては、農用地所有者等の申請により、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が同日から当該計画的避難区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額に第四十条の四の税率を乗じて得た額を限度として、当該農用地に係る不動産取得税を減免することができる。

一 農用地所有者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において

二 個人である農用地所有者の三親等内の親族

三 農用地所有者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立

された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内農用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

附則第十条の二中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。
附則第十六条第一項中「及び次条」を「、次条及び附則第四条の六第二項」に改める。

第二条 福島県税条例の一部改正

附則第五条の四第一項第二号ウ中「第十条の六まで及び第十条の七」を「第十条の五まで及び第十条の六」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第三十九条の六第二項（「第二十一条の七」を「第二十一条の六」に改める部分に限る。）及び附則第七条の二の改正規定 平成二十四年四月一日

二 第一条中第三十九条の四第四項、第三十九条の六第二項（「第二十一条の七」を「第二十一条の六」に改める部分を除く。）、第三十九条の十六第一項及び第二項の改正規定並びに附則第七条の改正規定並びに次条第一項の規定 平成二十五年一月一日

三 第一条中第四十一条の四及び附則第十条の二の改正規定並びに第二条の規定並びに附則第六条の規定 平成二十五年四月一日

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）第三十九条の二十二第二項第二号の規定 平成二十三年十月二十五日

二 新条例附則第四条の四から附則第四条の六まで、附則第五条の四の三、附則第九条の六、附則第九条の七及び附則第十六条第一項の規定 平成二十三年十二月十四日

三 新条例附則第五条の四第一項第二号ウの規定 平成二十四年一月一日

（県民税に関する経過措置）

第二条 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（福島県税条例第三十六条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る第一条の規定による改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。）附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

る。

（事業税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第九条の六第三項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2 平成二十三年四月二十一日における新条例附則第九条の六第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この項において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のため）の立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、新条例附則第九条の六第六項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において」と、「同日から当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

3 平成二十三年四月二十二日における新条例附則第九条の七第一項に規定する計画的避難区域設定指示区域（以下この項において「計画的避難区域設定指示区域」という。）であつた区域は、新条例附則第九条の七第三項の規定の適用については、同年三月十一日から計画的避難区域設定指示が行われた日において当該計画的避難区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該計画的避難区域設定指示区域に係る」とする。

（たばこ税に関する経過措置）

第五条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

（福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第六条 福島県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「新条例附則第九条の六第三項」を「附則第九条の六第四項」に、「附則第九条の六第三項及び第四項」を「附則第九条の六第四項及び第五項」に、「附則第九条の六第三項中」を「附則第九条の六第四項中」に、「同条第四項中」を「同条第五項中」に改める。

（税務課）

福島県条例第十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(福島県特別措置条例の一部改正)

第一条 福島県特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第七条第二項第三号」を「第七条第二項第二号」に改める。

第九条の二第一項中「第六条第六項」を「第六条第七項」に改め、同条第二項中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

第九条の四第一項中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

(福島県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第二条 福島県公衆浴場法施行条例(昭和四十四年福島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

(福島県興行場法施行条例の一部改正)

第三条 福島県興行場法施行条例(昭和五十九年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条を削る。

(福島県景観条例の一部改正)

第四条 福島県景観条例(平成十年福島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第八条第二項第三号」を「第八条第二項第二号」に改める。

(福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第五条 福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「市町村」を「町村」に改める。

別表中「福島市 会津若松市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町」を「桑折町」に改める。

(福島県都市計画法施行条例の一部改正)

第六条 福島県都市計画法施行条例(平成十一年福島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「市町村」を「町村」に改める。

第十条第二十一号から第二十五号までを削る。

別表第二中「福島市 会津若松市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町」を「桑折町」に改める。

(福島県土地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第七条 福島県土地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

本則第十三号から第十七号までを削り、第十八号を第十三号とし、第十九号から第三十四号までを五号ずつ繰り上げる。

(福島県都市再開発法に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第八条 福島県都市再開発法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

本則中第一号から第二十二号までを削り、第二十三号を第一号とし、第二十四号から第二十八号までを二十二号ずつ繰り上げる。

(福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第九条 福島県毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二号中「、第二十二条第一項から第三項まで及び同条第四項において準用する法第七条第三項」を削り、同条第四号中「(法第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)」を削り、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(福島県都市緑地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十条 福島県都市緑地法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十二年福島県条例第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「市町村」を「町村」に改める。

本則第一号中「標識の設置」を「緑地保全地域である旨の明示」に改める。

別表中「福島市 会津若松市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町」を「桑折町」に改める。

(福島県地方自治法に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十一条 福島県地方自治法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十七年福島県条例第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「及び法第二百六十条第一項」を削り、本則第二号中「及び法第二百六十条第二項」を削る。

(福島県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第十二条 福島県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年福島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号ウ中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改める。

(福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十三条 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「市町村」を「町村」に改める。

別表中「白河市 二本松市 伊達市 桑折町」を「桑折町」に改める。

(福島県特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例等の廃止)

第十四条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 福島県特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第八十三号)

二 福島県住宅地区改良法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十三年福島県条例)

例第九十四号

三 福島県母子保健法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第二十六号）

四 福島県家庭用品品質表示法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十三年福島県条例第十八号）

五 福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十三年福島県条例第三十二号）

六 福島県工場立地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十三年福島県条例第三十六号）

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第四条の規定は公布の日から、第十四条（第三号に係る部分に限る。）の規定は平成二十五年四月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県条例第十一号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）

第五条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) 養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了

後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 育児休業法第二項の条例で定める日（
（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）
）に及び、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日
二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日）が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合）にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日）と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のた

めに特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合
合

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第二十三条の見出し中「する」を「請求する」に改め、同条中「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十四条第一項中「正規の勤務時間」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第八条の二に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（当該非常勤職員が任命権者により育児に係る休暇を承認され、又は任命権者に育児に係る休暇を請求した場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児に係る休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県条例第十二号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「二十万五千円」を「十五万円」に改める。

第六条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 医科大学に入学した日の属する月から修学資金の貸与を受けた第一種貸与に係る被貸与者（以下「第一種入学時被貸与者」という。）にあつては、公的医療機関等

で臨床研修に従事した期間、公的医療機関等の医師としての勤務に従事した期間及び医科大学に置かれた附属病院その他知事が認める機関で後期研修に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間（以下「休職等期間」という。）を除いた期間（以下「臨床研修等従事期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（前条第二項の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間（以下「貸与休止期間」という。）を除く。）の二分の三に相当する期間に達したとき。

二 第一種貸与に係る被貸与者（第一種入学時被貸与者を除く。）にあつては、公的医療機関等の医師としての勤務に従事した期間及び医科大学に置かれた附属病院その他知事が認める機関で後期研修に従事した期間のうち休職等期間を除いた期間（以下「医師勤務等従事期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（貸与休止期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。）の二分の三に相当する期間に達したとき。

第六条第一項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 医科大学に入学した日の属する月から修学資金の貸与を受けた第二種貸与に係る被貸与者（以下「第二種入学時被貸与者」という。）にあつては、臨床研修等従事期間が修学資金の貸与を受けた期間（貸与休止期間を除く。）に達したとき。

四 第二種貸与に係る被貸与者（第二種入学時被貸与者を除く。）にあつては、医師勤務等従事期間が修学資金の貸与を受けた期間（貸与休止期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。）に達したとき。

第六条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「休職、停職、育児休業その他の事由により後期研修に従事しなかった期間」を「休職等期間」に改める。

第八条第一号を次のように改める。

一 前条第一項第四号又は第五号に該当するに至つたことにより同項の規定による返還をすることとなるとき。 第一種入学時被貸与者にあつては返還債務の額に当該臨床研修等従事期間を修学資金の貸与を受けた期間（貸与休止期間を除く。）の二分の三に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額、第一種貸与に係る被貸与者（第一種入学時被貸与者を除く。）にあつては返還債務の額に当該医師勤務等従事期間を修学資金の貸与を受けた期間（貸与休止期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。）の二分の三に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額、第二種入学時被貸与者にあつては返還債務の額に当該臨床研修等従事期間を修学資金の貸与を受けた期間（貸与休止期間を除く。）で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額、第二種貸与に係る被貸与者（第二種入学時被貸与者を除く。）にあつては返還債務の額に当該医師勤務等従事期間を修学資金の貸与を受けた期間（貸与休止期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。）で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに福島県緊急医師確保修学資金貸与条例第二条に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受ける者について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

（私学・法人課）

福島県条例第十三号

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

福島県市町村振興基金条例（昭和三十九年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六十三億九千五百二十九万八千八百三十七円」を「六十二億六千三百六十八万五千九百九十五円」に改める。

附則第三項中「事業」の下に「及び第五十回国民体育大会開催のために市町村が行う競技施設等整備事業で知事が定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（市町村財政課）

福島県条例第十四号

福島県難視聴地域解消基金条例の一部を改正する条例

福島県難視聴地域解消基金条例（昭和四十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一億五千万円」を「一億三千万円」に改める。

第三条第三項中「一パーセント」を「〇・一パーセント」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県難視聴地域解消基金条例第三条第三項の規定は、この条例の施行の日以降福島県難視聴地域解消基金（以下「基金」という。）に属する現金を福島県難視聴地域解消基金条例第一条に規定する放送事業者（以下「放送事業者」という。）に貸し付ける場合における利率について適用し、同日前に基金に属する現金を放送事業者に貸し付けた場合における利率については、なお従前の例による。

（情報政策課）

福島県条例第十五号

福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「申請書」を「同項の申請書」に改め、同項第二号中「及び主たる」

を「並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、県の区域外に設置する」に改め、同条第二項中「それぞれ副本一通」を「法第十条第二項の規定による縦覧に供するものとしてそれぞれその写し一通」に改め、同条第三項中「ものは、」を「書面は、申請の前六月以内に作成された」に改め、同条第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同条第二号とし、同条第四項及び第五項を削る。

第三条を次のように改める。

（補正することができる軽微な不備）

第三条 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字その他の内容の同一性を失わない範囲の訂正に係るものとする。

第二十条を第三十七条とする。

第十九条中「いわき市、白河市、二本松市及び会津美里町」を「別表に掲げる市町」に改め、第二十六条を第二十八号とし、第十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第二十九条第二項」を「第三十条」に改め、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同条を同条第十四号とし、同条第十一号中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、「役員名簿等及び定款等」を削り、同条を同条第十三号とし、同条の前に次の一号を加える。

十二 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の受理

第十九条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加え、同条を第三十六条とする。

五 法第十三条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し

第十八条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十二条第四項及び法第五十四条第二項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、同条を第三十五条とする。

第十七条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、「第十四条」の下に「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び法第三十五条第一項」を「法第三十五条第一項及び法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第十四条の三」を「第七十五条」に改め、同条を第三十四条とする。

第十六条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に、「法第二十八条第一項及び法第三十五条第一項」を「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二項中

「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、同条を第三十三条とし、同条の前に次の十五条を加える。

(合併に係る登記の完了の届出)

第十八条 第四条の規定は、法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条第一項第二号中「設立の登記年月日」とあるのは「合併に係る登記年月日」と、同条第二項中「法第十三条第二項」とあるのは「法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項」と読み替えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の認定の申請)

第十九条 法第四十四条第一項の認定(以下「法人認定」という。)の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同条第二項の申請書を知事に提出して行うものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人にあつては、県の区域外に設置する事務所の所在地

二 設立年月日

三 事業年度

四 過去の法人認定の有無

五 法人認定又は法第五十八条第一項の仮認定(以下単に「仮認定」という。)の取消しの有無並びに法人認定又は仮認定の取消しがある場合にあつては、取消年月日及び取消しの理由

六 法第四十五条第一項第一号に定める基準の適合性

七 現に行っている事業の概要

2 前項の申請書に添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類には、法第五十六条の規定による閲覧又は謄写(以下「役員報酬規程等公開」という。)の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請)

第二十条 法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書を知事に提出して行うものとする。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、県の区域外に設置する事務所(以下「県外事務所」という。)の所在地

二 設立年月日

三 法人認定の有効期間

四 法人認定の有効期間の満了日の六月前の日

五 法人認定の有効期間の満了日の三月前の日

六 事業年度

七 法第四十五条第一項第一号に定める基準の適合性

八 現に行っている事業の概要

2 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の規定により同項の申請書に添付する同項第二号及び第三号に掲げる書類には、役員報酬規程等公開の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出)

第二十一条 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十五条第六項の規定による届出をする認定特定非営利活動法人(県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は県の区域外に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて、県の区域内に主たる事務所以外の事務所を設置するものに限る。)は、同項に規定する定款の変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 変更年月日

三 変更の内容

四 変更の理由

2 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十五条第六項の規定による届出をする県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて、県外事務所を設置するものは、同項に規定する定款の変更をしたときは、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を関係知事(県外事務所が存在する都道府県の知事をいう。以下同じ。)に届け出なければならない。

3 県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人が提出する第一項の届出書に添付する変更後の定款には、事業報告書等公開の用に供するものとしてその写し一通を添えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の事業報告書等の提出)

第二十二条 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十九条の規定による事業報告書等の提出をする認定特定非営利活動法人(県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は県の区域外に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて、県の区域内に主たる事務所以外の事務所を設置するものに限る。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を添えて毎事業年度初めの三月以内に知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 事業年度

2 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十九条の規定による事業報告書等の提出をする県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて、県外事務所を設置するものは、毎事業年度一回、事業報告書等を関係知事に提出しなければならない。

3 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十九条の規定により提出す

る事業報告書等（県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人が提出するものに限る。）には、事業報告書等公開の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人の定款の変更）

第二十三条 県の区域外に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて、県の区域内に主たる事務所以外の事務所を設置するものは、法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を添えて法第五十二条第二項に規定する社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び県外事務所所在地

二 法人認定の有効期間

三 変更の認証の年月日

四 定款の変更の内容

2 県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて、県外事務所を設置するものは、法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款をその認定特定非営利活動法人の関係知事に提出しなければならない。

（認定特定非営利活動法人の代表者の変更の届出）

第二十四条 法第五十三条第一項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び県外事務所所在地

二 異動年月日

三 変更後の代表者の氏名及び住所

四 変更前の代表者の氏名及び住所

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等）

第二十五条 認定特定非営利活動法人は、法人認定を受けたときは、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、法人認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、法第五十四条第二項に掲げる書類を作成し、同項第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、同項第二号から第四号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、次条第三項第四号に掲げる事項を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行うときは、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第二十六条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出をする認定特定非営利活動法人（県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は県の区域外に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて、県の区域外に主たる事務所を設置するものに限る。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を添えて毎事業年度初めの三月以内に知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び県外事務所所在地

二 法人認定の有効期間

三 事業年度

2 法第五十五条第一項の規定による書類の提出をする県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて、県外事務所を設置するものは、毎事業年度一回、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を関係知事に提出しなければならない。

3 法第五十五条第二項の規定による書類の提出をする認定特定非営利活動法人（県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は県の区域外に主たる事務所を設置するものに限る。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を添えて知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 法人認定の年月日

三 法人認定の有効期間

四 助成金の支給を行った場合にあっては、次に定める事項

ア 支給日

イ 支給対象者

ウ 支給金額

エ 助成対象の事業等

五 海外への送金又は持出しを行う場合にあっては、次に定める事項

ア 金額

イ 使途

ウ 予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、実施日）

4 法第五十五条第二項の規定による書類の提出をする県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて、県外事務所を設置するものは、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、法第五十四条第三項又は第四項の書類を関係知事に提出しなければならない。

5 第一項の提出書(県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人が提出するものに限る。)に添付する法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類又は第三項の提出書に添付する法第五十四条第三項若しくは第四項の書類には、役員報酬規程等公開の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

(役員報酬規程等の公開)

第二十七条 第十一条及び第十二条の規定は、役員報酬規程等公開について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第三十条」とあるのは「第五十六条」と、同項第二号中「特定非営利活動法人」とあるのは「認定特定非営利活動法人」と、第十二条中「前条第二項」とあるのは「第二十七条において準用する第十一条第二項」と読み替えるものとする。

(仮認定の申請)

第二十八条 仮認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を知事に提出しなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、県の区域外に設置する事務所の所在地

二 設立年月日

三 事業年度

四 過去の法人認定の有無

五 過去の仮認定の有無

六 現に行っている事業の概要

(仮認定特定非営利活動法人への準用)

第二十九条 第五条、第八条及び第二十一条から第二十七条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第二十五条第一項、第二十六条第一項第二号並びに同条第三項第二号及び第三号中「法人認定」とあるのは「仮認定」と、第二十五条第一項及び第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第三項及び第四項中「三年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「法第六十条の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の合併の認定の申請)

第三十条 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書を知事に提出しなければならない。

一 合併しようとする認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所

所の所在地

二 合併しようとする認定特定非営利活動法人ではない認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 合併後存続する認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、県の区域外に設置する事務所を所在地又は合併によって設立する認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、県の区域外に設置する事務所の所在地

四 法人認定の年月日

五 法人認定の有効期間

六 合併の効力の生ずる日又は生じた日

七 合併しようとする認定特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人ではない認定特定非営利活動法人の事業の概要

(仮認定特定非営利活動法人の合併の認定の申請)

第三十一条 前条の規定は、法第六十三条第二項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは「同条第五項において準用する法第五十八条第二項」と、同条第四号及び第五号中「法人認定」とあるのは「仮認定」と読み替えるものとする。

(認定特定非営利活動法人等の合併に係る準用)

第三十二条 第二十五条第一項の規定は法第六十三条第一項の認定について、第二十九条において準用する第二十五条第一項の規定は法第六十三条第二項の認定について準用する。

第十五条を削る。

第十四条第一項中「第三十四条第四項の申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載する」を「第三十四条第三項の認証の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同条第四項の申請書を知事に提出して行う」に改め、同項第二号中「及び主たる」を「並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、県の区域外に設置する」に改め、同条第二項中「第二条第二項から第五項まで」を「第二条第二項及び第三項」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(費用負担)

第十二条 前条第二項の規定により事業報告書等の謄写の交付を受けるものは、知事が定める額の当該謄写の交付に要する費用を負担しなければならない。

第九条の見出し中「閲覧」を「公開」に改め、同条中「法第二十九条第二項の規定による閲覧」を「事業報告書等公開」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

2 法第三十条の規定により閲覧又は謄写を請求するものは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

二 事業報告書等公開に係る特定非営利活動法人の名称その他当該特定非営利活動法人を特定するために必要な事項

第八条を削る。

第七条第一項中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「書類の提出は、」を「事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書添えて」に、「行う」を「知事に提出して行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 事業年度

第七条第二項中「書類」を「事業報告書等」に、「それぞれ副本一通」を「事業報告書等公開の用に供するものとしてそれぞれその写し一通」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の二条を加える。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第八条 法第二十五条第七項(法第五十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による登記事項証明書の提出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書添えて知事に提出することにより行うものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 変更に係る登記年月日

2 法第二十五条第七項に規定する登記事項証明書(県の区域内に主たる事務所を設置する特定非営利活動法人又は認定特定非営利活動法人が提出するものに限る。)には、事業報告書等公開の用に供するものとしてその写し一通を添えるものとする。

(事業報告書の備置き等)

第九条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、法第二十八条第一項に規定する事業報告書等(以下単に「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置くものとする。

2 特定非営利活動法人は、役員名簿及び法第二十八条第二項に規定する定款等(以下単に「定款等」という。)を、その事務所に備え置くものとする。

第六条の見出し中「軽微な事項に係る」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、事業報告書等公開の用に供するものとしてその写し一通を添えるものとする。

第五条第一項中「第二十五条第四項の申請書には」を「第二十五条第三項の認証の申請書」に、「記載する」を「記載した同条第四項の申請書を知事に提出して行う」に改め、同条第二項中「収支予算書」を「活動予算書」に、「法第十条第一項第二号イに掲

げる書類」を「役員名簿」に、「それぞれ副本一通」を「法第二十五条第五項において準用する法第十条第二項の規定による縦覧に供するものとしてそれぞれその写し一通」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「第二十三条第一項」の下に「(法第五十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「第二十三条第二項」の下に「(法第五十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「第二項第五項」を「第二項第三項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

3 法第二十三条第一項の規定による県の区域内に主たる事務所を設置する特定非営利活動法人又は認定特定非営利活動法人の届出に添付する変更後の役員名簿(法第十条第一項第二号イの役員名簿をいう。以下同じ。)には、事業報告書等公開の用に供するものとしてその写し一通を添えるものとする。

第三項の次に次の一条を加える。

(設立の登記の完了の届出)

第四条 法第十三条第二項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 設立の登記年月日

2 法第十三条第二項に規定する登記事項証明書及び財産目録には、法第三十条の規定による閲覧又は謄写(以下「事業報告書等公開」という。)の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第三十六条関係)

いわき市 白河市 二本松市 会津坂下町 会津美里町

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項第二号及び第三号の改正規定並びに同号を同項第二号とする改正規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「改正後の条例」という。)第三十六条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)及び福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「法令」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては会津坂下町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後

における法及び改正後の条例の適用については、会津坂下町長がした処分その他の行為又は会津坂下町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(文化振興課)

福島県条例第十六号

福島県租税特別措置法第六十六条の十一の二の規定に係る事務処理の特例

に関する条例を廃止する条例

福島県租税特別措置法第六十六条の十一の二の規定に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十二年福島県条例第七十号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(文化振興課)

福島県条例第十七号

福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

福島県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年福島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(消費生活課)

福島県条例第十八号

福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県消防法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表一の項オ中「という。」の下に「、浮き蓋付きの同号に規定する特定屋外貯蔵タンクのうち一枚板構造の浮き蓋を有する特定屋外貯蔵タンクであつて、その容量が二万キロリットル以上のもの又はその容量が二万キロリットル未満で、かつ、その側板の最上端までの空間高さが一・〇メートル以上となるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))を加え、同項カ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の下に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(消防保安課)

福島県条例第十九号

福島県環境保全基金条例の一部を改正する条例

福島県環境保全基金条例(平成二年福島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「に充てる」を「を積み立てる」に改める。

第二条を次のように改める。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(環境共生課)

福島県条例第二十号

福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

福島県環境影響評価条例(平成十年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

(東日本大震災からの復興に資する事業についての適用除外)

6 当分の間、第四条から第四十八条までの規定は、第四十九号各号に掲げる事業のほか、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された事業その他の国、県、市町村その他知事が定める団体が行う東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの円滑かつ迅速な復興に特に必要と認められる事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 別表第三号に掲げる事業(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道の建設及び改良の事業に限る。)

二 別表第八号に掲げる事業

三 別表第十三号に掲げる事業

四 前三号に掲げるもののほか、別表各号のいずれかに該当する事業であつて、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興に特に必要な事業として知事が認めるもの

別表第三号中「(昭和六十一年法律第九十二号)」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境共生課環境評価景観室)

福島県条例第二十一号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和五十年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。
別表第二の1の表1-1「ジクロロエチレン」の項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（水・大気環境課）

福島県条例第二十二号

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

正する条例

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成十四年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「窒素除去型浄化槽」を「窒素りん除去型浄化槽」に改める。

第二条第十三号中「規定により国土交通大臣の認可を受けた」を削る。

第十九条第一項中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 小規模事業場における窒素りん除去型浄化槽の設置等

第二十二条の見出し中「窒素除去型浄化槽」を「窒素りん除去型浄化槽」に改め、同条第一項中「窒素を」を「窒素及びりんを」に、「窒素除去型浄化槽」を「窒素りん除去型浄化槽」に改め、同条第二項中「窒素除去型浄化槽」を「窒素りん除去型浄化槽」に改める。

第二十三条、第二十四条（見出しを含む。）及び第四十五条中「窒素除去型浄化槽」を「窒素りん除去型浄化槽」に改める。

第五十九条に次の一号を加える。

三 第十九条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十九条第一項の改正規定及び第五十九条の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

2 改正前の福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第二十二条第一項に規定する窒素除去型浄化槽であつてこの条例の施行の際現に設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものは、改正後の福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、改正後の条例第二十二条第一項に規定する窒素りん除去型浄化槽とみなす。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

（水・大気環境課）

福島県条例第二十三号

福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

福島県介護保険法施行条例（平成十一年福島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県介護保険法関係手数料条例

第一条の表八の項及び九の項を削る。

第二条を削る。

第三条第一項中「前条第一項の規定により指定調査機関又は指定情報公表センターに納付する場合を除き、」を削り、同条第二項を削り、同条を第二条とする。

第四条を削り、第五条を第三条とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第二十四号

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年七月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第二十五号

福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設条例（昭和三十九年福島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同項第三号中「ろうあ児施設」を「児童発達支援センター」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。

第二条中「児童福祉施設の」の下に「種類ごとの」を加える。

第四条第一項第一号中「第四十二条」を「第四十二条第一号」に、「知的障害のある児童」を「同法第四条第二項に規定する障害児」に、「これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える」を「保護、日常生活の指導及び独立自活

に必要な知識技能の付与を行う」に改める。

第五条第一項中「第七条第六項の肢体不自由児施設支援」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援（以下単に「障害児通所支援」という。）」、同法第七条第二項に規定する障害児入所支援（以下単に「障害児入所支援」という。）」に改め、同条第二項中「知的障害児施設、ろうあ児施設又は肢体不自由児施設（以下「知的障害児施設等」を「障害児入所施設又は児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」に改め、同条第三項中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設等」に改める。

第六条中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設等」に改める。

別表第一知的障害児施設の項から肢体不自由児施設の項までを次のように改める。

障害児入所施設	福島県郡山光風学園	郡山市大槻町字西の宮六番地の二	二〇人
	福島県大笹生学園	福島市大笹生字組板山一八二番地の一	五〇人
	福島県総合療育センター	郡山市富田町字上の台四番地の一	八〇人
	福島県ばんだい荘わかば	耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝三九六七番地一	四〇人
	福島県総合療育センター	郡山市富田町字上の台四番地の二	二〇人

別表第二の三の項中「障害児施設支援又は」を「障害児通所支援、障害児入所支援又は」に、「障害児施設支援に係る障害児施設給付費の算定方法」を「障害児通所支援に係る障害児通所給付費の算定方法、障害児入所支援に係る障害児入所給付費の算定方法」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項中「児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援（以下「障害児施設支援」という。）」を「障害児入所支援」に、「第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第二項第一号」に、「障害児施設支援に係る障害児施設給付費の算定方法」を「障害児入所支援に係る障害児入所給付費の算定方法」に、「当該障害児施設支援」を「当該障害児入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に、「現に障害児施設支援」を「現に障害児入所支援」に改め、同項を同表二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 障害児通所支援

児童福祉法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下

「障害児通所支援に係る障害児通所給付費の算定方法」という。）により算定した費用の額（その額が現に当該障害児通所支援に要した費用（同条第一項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費用の額）及び同項に規定する通所特定費用の額の合計額

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第二十六号

福島県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県認定こども園の認定の基準を定める条例（平成十八年福島県条例第百六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県認定こども園の要件を定める条例

第二条の見出し中「認定の基準」を「要件」に改め、同条中「第三条第一項第四号及び同条第二項第三号」を「第三条第一項及び第三項」に、「認定の基準」を「要件」に改める。

附則第二項中「別表の三のエ及びク」を「別表の四のエ及びク」に、「同表の三のエ」を「同表の四のエ」に、「同表の三のク」を「同表の四のク」に改め、同項第三号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

別表の九中「規定により厚生労働大臣が定める児童福祉施設設備及び運営についての最低基準」を「基準」に改め、同表の九を同表の十とし、同表の八に次のように加える。

ケ 認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をするものであること。

別表中八を九とし、一から七までを二から八までとし、同表に一として次のように加える。

一 幼稚園、保育所等又は幼保連携施設において行うべき教育、保育又は子育て支援事業

幼稚園又は保育所等にあつては法第三条第二項各号に掲げる基準に、幼保連携施設にあつては同条第四項各号に掲げる基準に従うものであること。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第二十七号

福島県障がい者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

福島県障がい者総合福祉センター条例（昭和四十二年福島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二十七条第二項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第四条及び第五条を削り、第六条を第四条とする。

附則第三項を削る。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十八号

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十九号

福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、福島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合において県に納入すべき納付金を受け取る権利の放棄に関し必要な事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。

二 求償権 保証協会が信用保証協会法第八条第一項の業務方法書に従い同法第二十条第一項第一号に規定する債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以

下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。

三 求償権の放棄等 求償権の全部若しくは一部の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）をいう。

四 損失補償契約 県と保証協会との間で締結した契約であつて、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失の全部又は一部に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。

五 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使して回収金を取得した場合において、当該回収金のうち損失補償契約により県に納入しなければならぬ回収金をいう。

（回収納付金を受け取る権利の放棄）

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行うときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄するものとする。

一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）第四十二条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の同条第五項の規定による決定又は助言に従い同法第四十一条第二項に規定する認定支援機関が行う同項第一号に規定する指導又は助言（同号ロに係るものに限る。）に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務により出資を行った同条に規定する特定投資事業有限責任組合の支援に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

三 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百二十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協力銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

四 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十八条第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が行う同法第二条第二十五項に規定する特定認証紛争解決手続により策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画

六 前各号に準ずる計画であつて、中小企業者等の事業の再生に関するもの

（報告）

第四条 知事は、前条第二項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを福島県議会に報告しなければならない。

(委任)
第五条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項第五号の規定は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経営金融課)

福島県条例第三十号

福島県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例

福島県ふるさと雇用再生特別基金条例(平成二十一年福島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年十一月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(雇用労政課)

福島県条例第三十一号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表二の表1の項中「建築図面製作 機械・プラント製図」を「機械・プラント製図」に改め、同表3の項中「粉末冶金」を「粉末冶金」に、「金属研磨仕上げ 切削工具研削 製材のこ目立て」を「切削工具研削」に、「竹工芸 紙器・段ボール箱製造」を「紙器・段ボール箱製造」に、「ガラス製品製造 陶磁器製造」を「陶磁器製造」に、「製麺」を「製麺」に、「れんが積み 築炉」を「築炉」に、「コンクリート積みブロック 施工 タイル張り」を「タイル張り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表二の表3の項の改正規定(「金属研磨仕上げ 切削工具研削 製材のこ目立て」を「切削工具研削」に改める部分、「ガラス製品製造 陶磁器製造」を「陶磁器製造」に改める部分及び「れんが積み 築炉」を「築炉」に改める部分に限る。)は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第三十二号

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

本則中「白河市」の下に「相馬市」を加え、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第十七号までを三号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、本則の改正規定(「白河市」の下に「相馬市」を加える部分に限る。)及び次項の規定は、同年八月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際改正前の福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例本則各号に掲げる事務に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は前項ただし書に規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に農地法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては相馬市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における農地法の適用については、相馬市長がした処分その他の行為又は相馬市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(農業担い手課)

福島県条例第三十三号

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十二年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「第四号及び第七号」を「及び第四号」に改め、「白河市」の下に「相馬市」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、本則の改正規定(「白河市」の下に「相馬市」を加える部分に限る。)及び次項の規定は、同年八月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際改正前の福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定により知事がした通知で現にその効力を有するものは、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後における租税特別措置法の適用については、相馬市長がした通知とみなす。

(農業担い手課)

福島県条例第三十四号

福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例の一部を改正する条例

福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例(平成二十一年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び間伐材等の森林資源を活用した地域の林業、木材産業等」を「東日

本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興に必要な木材の安定供給並びに林業及び木材産業」に改める。
附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（森林計画課）

福島県条例第三十五号

福島県分収林特別措置法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県分収林特別措置法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務は、」の下に「白河市及び」を、「区域が」の下に「白河市又は」を加える。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県分収林特別措置法に係る事務処理の特例に関する条例本則各号に掲げる事務に係る分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした勧告その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第五条第一項及び第二項の規定により知事に対してなされた届出で、施行日以後においては白河市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、白河市長がした勧告その他の行為又は白河市長に対してなされた届出とみなす。

（森林整備課）

福島県条例第三十六号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例（平成四年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日」に、「国内航空機（航空機のうち空港と本邦内の地点との間において航行するものをいう。以下同じ。）を「空港と本邦内の地点との間において航行する航空機（以下「国内航空機」という。）のうち当該期間中に新たに路線を定めて一定の日時により航行する航空機（以下「新規国内路線航空機」という。）」に、「四分の一」を「十五分の一」に、「国際航空機（航空機のうち空港と本邦外の地点との間において航行するものをいう。以下同じ。）を「国内航空機（新規国内路線航空機を除く。）」に、「十五分の一」を「四分の一」に改める。

附則第四項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を附則第八項とし、附則第三項の次に次の四項を加える。

4 第十七条第一項及び附則第二項の規定にかかわらず、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、空港と本邦外の地点との間において航行する航空機（以下「国際航空機」という。）に係る着陸料については、徴収しない。

5 附則第二項の規定にかかわらず、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、国内航空機に係る別表第一着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に四分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に四分の一を乗じて得た金額」とし、国際航空機に係る同項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に十五分の一を乗じて得た金額」とする。

6 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、新規国内路線航空機に係る別表第一停留料の項の規定の適用については、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とし、国内航空機（新規国内路線航空機を除く。）に係る同項の規定の適用については、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に四分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とする。

7 第十七条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、国際航空機に係る停留料については、徴収しない。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（港湾課空港施設室）

福島県条例第三十七号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「郡山市及びいわき市」を「市」に、「それぞれの市長」を「当該市の長」に改め、同項第七号中「堆積（一）を「堆積（二）に、「屋外における土石等の堆積」を「屋外における土石等の堆積」に改め、同条第二項中「郡山市若しくはいわき市」を「市」に改め、同条第三項第十三号中「第九十六条」を「第九十六条第一項」に改め、同項第十五号中「公園事業」の下に「若しくは生態系維持回復事業」を加え、「これ」を「これら」に改め、同項第十九号中「第五条の」を「第五条第一項に規定する」に改め、同項第二十五号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改め、同項第三十号中「第二百二十条第一項による」を「第二百二十条第一項に規定する」に改め、同項第三十一号を

削り、同項第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第十一号中「屋外における土石等の堆積」を「屋外における土石等の堆積」に改め、同条第十二号ウ中「有線放送電話業務又は有線放送業務」を「又は有線一般放送の業務」に改める。

第七条の二を削る。

附則に次の一項を加える。

3 市町村が平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に地域の自
主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十三年政令
第三百六十三号）第十四条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に
係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）第二条
の規定により同政令で定める基準に従った条例の制定及び施行をした場合における当
該条例の施行前にした十ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村の区域にわたる
ものを除く。）のうち当該条例の制定及び施行をする当該市町村の区域における行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第七号の
改正規定、同条第三項の改正規定及び第四条の改正規定並びに次項及び附則第四項の
規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」と
いう。）第三条第三項及び第四条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」と
いう。）以後に改正後の条例第三項第一項の許可又は第四条の二の変更の許可を受け
た行為を行う者について適用し、施行日前に改正前の風致地区内における建築等の規
制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第三条第一項の許可又は第四条の
二の変更の許可を受けた行為を行う者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の条例の規定に基づき知事が行った許
可等の処分その他の行為又は現に改正前の条例の規定に基づき知事になされている申
請その他の行為で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に關
する政令（平成二十三年政令第三百六十三号）第十四条の規定による改正後の風致地
区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四
年政令第三百十七号）の規定により市町村長が行うこととなる事務に係るものは、そ
れぞれ当該市町村長が行った許可等の処分その他の行為又は当該市町村長になされて
いる申請その他の行為とみなす。

4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用に
ついては、なお従前の例による。

（まちづくり推進課）

福島県条例第三十八号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正
する。

第五条第一項中「条件のすべて」を「条件（次項に規定する老人等にあつては、第一
号及び第三号から第五号までに掲げる条件）の全て」に改め、同項第一号中「（政令第
六条第一項に規定する者にあつては、法第二十三条第二号及び第三号）」を削り、同項
第四号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の
予約者を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号
とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係
と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

第五條第二項を次のように改める。

2 前項の「老人等」とは、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著し
い障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが
できず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）をいう。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者で
その障害の程度が規則で定める程度であるもの

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する
戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条
第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者
又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支給給付（中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律
（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支給給付を含む。）
を受けている者

六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法
律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十
一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定
する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力
防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していな
い者

イ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行
い

つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの
 第五条の二第二項中「第三号まで」を「第四号まで（前条第二項に規定する老人等に
 あつては、前条第一項第一号、第三号及び第四号）」に改め、同条第二項中「前条第一
 項各号」の下に「（前条第二項に規定する老人等にあつては、前条第一項第一号及び第
 三号から第五号まで）」を加え、「なお」を削る。

第七条第四項中「女子」を「者」に改める。

第四十七条中「政令第六条第一項に規定する者」を「老人等」に、「」のすべてを
 「に掲げる条件」の全てに改め、同条第一号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻
 関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を削り、同条第二号ア中「政
 令第六条第四項」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
 関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する
 政令（平成二十三年政令第四百二十四号）第一条の規定による改正前の政令（以下この
 号において「旧政令」という。）第六条第四項」に、「として政令」を「として旧政令」
 に改め、同号イ中「政令」を「旧政令」に改める。

附則第七項を削り、附則第八項を附則第七項とする。

附則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
 関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二条の規定による改正後の公営住
 宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十三条第一号ロの規定に基づく条例が制
 定施行されるまでの間は、県営住宅の入居者の資格については、改正後の福島県営
 住宅等条例第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改
 正前の福島県営住宅等条例第五号第一項第一号中「法第二十三条各号（政令第六条
 第一項に規定する者にあつては、法第二十三条第二号及び第三号）」とあるのは「地
 域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関す
 る法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二条の規定による改正前の法（以下
 「旧法」という。）第二十三条各号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の
 推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政
 令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号）第一条の規定による改
 正前の政令第六条第一項に規定する者にあつては、旧法第二十三条第二号及び第三号）」
 とする。

（建築住宅課）

福島県条例第三十九号

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例

福島県教育関係職員定数条例（昭和五十四年福島県条例第二十二号）の一部を次のよ
 うに改正する。

第二条の表中「六、〇九二人」を「五、九九五人」に、「五、五一六人」を「五、四
 三三人」に、「一一、六六〇人」を「一一、五七六人」に、「一一、七三六人」を「一

一、六七七人」に、「一九、一四九人」を「一八、九六八人」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県条例第四十号

福島県立図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例

福島県立図書館協議会に関する条例（昭和二十五年福島県条例第五十四号）の一部を
 次のように改正する。

第一条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「第十四条の規定により」を「第
 十四条第二項の規定に基づき、福島県立図書館の適正な運営を図るため、」に、「図書
 館協議会と」を「協議会」とに、「設置する」を「置く」に改める。

第二条に見出しとして「（組織）」を付し、同条中「図書館協議会」を「協議会」に、
 「委員と」を「委員」とに改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

委員の任命及び任期

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う
 者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
 る。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職
 務を代理する。

（会議）

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の
 決するところによる。

（庶務）

第六条 協議会の庶務は、福島県立図書館において処理する。

（雑則）

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議
 会に諮つて定める。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県立図書館協議会に関する条例第二条の委員である者は、その残任期間中は、改正後の福島県立図書館協議会に関する条例第三条第一項の規定により任命された福島県立図書館協議会の委員とみなす。
(社会教育課)

福島県条例第四十一号

福島県自然の家条例等の一部を改正する条例

(福島県自然の家条例の一部改正)

第一条 福島県自然の家条例(昭和五十年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福島県相馬海浜自然の家の項を削る。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第七条第一項」に改める。

(福島県自然の家条例の一部改正)

第二条 福島県自然の家条例の一部を改正する条例(平成二十二年福島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする改正規定の前に次の改正規定を加える。

第二条の表福島県相馬海浜自然の家の項を削る。

第七条に次の二項を加える改正規定中「第七条」を「第七条第三号中「第六条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条」に改める。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二条及び第七条第三号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。
(社会教育課)

福島県条例第四十二号

福島県立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例

福島県立美術館運営協議会条例(昭和五十九年福島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「関係者」の下に「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県立美術館運営協議会条例第三条第一項の規定により任命されている福島県立美術館運営協議会の委員は、その残任期間中は、改正後の福島県立美術館運営協議会条例第三条第一項の規定により任命された福島県立美術館運営協議会の委員とみなす。

福島県条例第四十三号

福島県立博物館運営協議会条例の一部を改正する条例

福島県立博物館運営協議会条例(昭和六十一年福島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「関係者」の下に「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県立博物館運営協議会条例第三条第一項の規定により任命されている福島県立博物館運営協議会の委員は、その残任期間中は、改正後の福島県立博物館運営協議会条例第三条第一項の規定により任命された福島県立博物館運営協議会の委員とみなす。
(社会教育課)

福島県条例第四十四号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「二四二人」を「二四三人」に、「一、八九二人」を「一、九〇六人」に、「九九一人」を「一、〇〇〇人」に、「五二三人」を「五〇九人」に、「三、七五四人」を「三、七七四人」に改める。

附則第二項の表中「二二二人」を「二二三人」に、「二五九人」を「二六〇人」に、「二、一〇六人」を「二、二二人」に、「二、一〇四人」を「二、一一人」に、「五一人」を「五〇九人」に、「四、一〇四人」を「四、二四人」に改める。

附則第三項の表中「二二二人」を「二二三人」に、「二五六人」を「二五七人」に、「二、〇七三人」を「二、〇八七人」に、「二、〇八六人」を「二、〇九四人」に、「五一人」を「五〇九人」に、「四、〇四九人」を「四、〇六九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(警 務 課)

福島県条例第四十五号

福島県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に係る信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第三十六条第二項の条例で定める基準(以

下単に「基準」という。）を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第二条 信号機に関する基準は、信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）

に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する青色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機の内いずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第三条 道路標識に関する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第四条 道路標示に関する基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(交通企画課)

福島県条例第四十六号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項中「千八百五十円」を

「千六百円」に、「二千円」を「千九百円」に、「四千九百五十円」を「四千六百円」に、「八千六百五十円」を「七千七百円」に改め、同表普通自動車免許に係る試験の項中「二千二百円」を「千八百円」に、「二千五百円」を「千九百円」に、「二千四百円」を「二千二百円」に、「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同表特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の

項中 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 二千円

法第九十七条の二第一項に該当するものとして同項の規定する場合 千七百五十円

法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二千円
同条の二第一項の規定する場合	千九百円

に、「二千九百五十円」を「三千五十

円」に改め、同表小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項中「二千五百円」を「千九百円」に、「千六百五十円」を「千五百円」に改め、同表大型自動車

第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中

規 法

第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 二千円

法第九十七条の二第一項に該当するものとして同項の規定の適用を受ける場合 法第九十七条の二第一項に該当するものとして同項の規定の適用を受ける場合

項第 規定	千七百五十円
項第 規定	千九百円

に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「七

千七百円」を「七千六百五十円」に改め、同表仮運転免許に係る試験の項中「二千円」を「千七百円」に、「千六百五十円」を「千五百五十円」に、「三千円」を「二千円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改める。

第二条の表大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「三千九百五十円」を「三千八百五十円」に、「七千六百五十円」を「六千九百五十円」に改め、同表普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「四千三百円」を「四千五十円」に、「五千三百円」を「四千九百円」に改める。

第三条の表普通自動車免許に係る再試験の項中「二千五百円」を「千九百五十円」に、「三千五十円」を「二千八百円」に改め、同表大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の項中「千九百円」を「千七百円」に、「三千五百五十円」を「三千二百五十円」に改め、同表原動機付自転車免許に係る再試験の項中「千五百五十円」を「千円」に改める。

第四条の表第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「二千円」を「二千五百円」に改め、同表仮運転免許に係る免許証の項中「千二百円」を「千円」に改める。

第五条の表第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「三千六百五十円」を「三千六百円」に改め、同表仮運転免許に係る免許証の項中「千二百円」を「千円」に改める。

第六条第二項中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改める。

第七条第二項中「六百円」を「五百五十円」に改める。

第八条第二項中「千七百円」を「千五百五十円」に改め、同項ただし書中「三千三百五十円」を「三千百円」に改める。

第十条第一項の表大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「二万四千七百円」を「二万三千五百円」に改め、同表普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「二万五百円」を「一万九千六百五十円」に改め、同表特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「一万四千五百円」を「一万四千円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査でこれらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等」に係る技能検定員審査」という。）の項中「二万二千四百五十円」を「二万二千八百五十円」に改め、同表第二項の表一の項

中「三千九百五十円」を「三千七百五十円」に、「千三百五十円」を「千三百円」に、「四千六百円」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項中「七千五十円」を「七千円」に、「六千七百五十円」を「六千四百円」に、「二千二百五十円」を「二千二百円」に、「七千九百五十円」を「七千八百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同表五の項中「二千二百円」を「二千二百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「二千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同表六の項中「二千二百円」を「千八百五十円」に、「千二百五十円」を「千二百円」に、「二千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同表七の項中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表備考一中「三千七百五十円」を「二千九百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「三千二百五十円」を「三千五十円」に改め、同表備考二中「三百円」を、普通自動車免許を「三百五十円」を、普通自動車免許に、「三百円」を、特定第一種運転免許を「二百円」を、特定第一種運転免許に、「三百円」を減ずるを「三百五十円」を減ずるに改める。

第十二条第一項の表大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「一万五千六百五十円」を「一万五千円」に改め、同表普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「一万二千五百円」を「一万二千八百円」に改め、同表特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「九千五百円」を「九千四百五十円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査でこれらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等」に係る教習指導員審査」という。）の項中「二万三千三百円」を「二万二千八百五十円」に改め、同表第二項の表一の項中「四千四百五十円」を「四千四百五十円」に、「四千四百円」を「三千七百五十円」に、「千三百五十円」を「千三百円」に、「四千八百円」を「四千四百五十円」に改め、

円	千九百五十円
円	二千四百五十円

に、「三千二百円」を「三千五百五十円」

二千	二千
----	----

千三百円

千四百五十円

同表一の項中

千三百五十円	千三百円	二千円
--------	------	-----

を

千四百円	千五百円	千九百円
------	------	------

に改め、同表三の

項中

千二百五十円	千二百五十円	千二百五十円
--------	--------	--------

を

千三百五十円	千三百円	千五百円
--------	------	------

に改め、同表四の項及び五

の項中

千四百五十円	千二百五十円
--------	--------

を

千四百五十円	千二百円
--------	------

に改め、同表六の項中

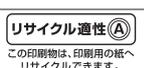
「千四百円」を「千三百五十円」に、「千二百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表備考一中「三千四百五十円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」を「千五十円」に、「二千九百五十円」を「三千五十円」に改め、同表備考二中「百五十円」を「百円」に改める。

第十三条第二項中「二千六百五十円」を「二千四百円」に改める。
 第十四条第一項の表法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習の項中「二千六百円」を「二千四百五十円」に改め、同表法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習の項中「四千二百円」を「四千五百円」に改め、同表法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習の項中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同表法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習の項中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習の項中「七百五十円」を「六百五十円」に改め、同表法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習の項中「二千

百五十円」を「二千円」に、「二千八百円」を「二千七百五十円」に、「二千七百円」を「二千六百円」に、「二千五百五十円」を「二千四百五十円」に改め、同表法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習の項中「七百円」を「六百円」に、「千五十円」を「九百五十円」に、「千七百円」を「千五百円」に改め、同表法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習の項中「一万三千四百円」を「一万三千三百五十円」に、「九千四百円」を「九千二百円」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。
 (運転経歴証明書再交付手数料)
 第十八条の二 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者から、運転経歴証明書再交付手数料を徴収する。
 2 前項の運転経歴証明書再交付手数料の額は、千円とする。
 第十九条第二項中「千七百円」を「千五百円」に改める。

附 則
 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
 (運転免許課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷